

## 浦安市まちづくり活動プラザ利用登録チェックシート

年 月 日

団体名 \_\_\_\_\_

記入者 \_\_\_\_\_

※まちづくり活動プラザを利用することができる団体は、まちづくり活動を市内で行っている団体のみです。

(まちづくり活動とはボランティア活動、特定非営利活動、その他の公益的な活動で、まちづくりの推進を目的とするものをいいます。)

貴団体の活動について下記の項目にチェックしてください。全ての項目に該当がなければ利用はできません。

- 市内でまちづくり活動を行う団体である
- 営利を目的としない
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的としない
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としない
- 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としない

<p>活動分野 (該当する項目 にチェックし てください。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</li> <li>2. 社会教育の推進を図る活動</li> <li>3. まちづくりの推進を図る活動</li> <li>4. 観光の振興を図る活動</li> <li>5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</li> <li>6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</li> <li>7. 環境の保全を図る活動</li> <li>8. 災害救援活動</li> <li>9. 地域安全活動</li> <li>10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</li> <li>11. 国際協力の活動</li> <li>12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動</li> <li>13. 子どもの健全育成を図る活動</li> <li>14. 情報化社会の発展を図る活動</li> <li>15. 科学技術の振興を図る活動</li> <li>16. 経済活動の活性化を図る活動</li> <li>17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</li> <li>18. 消費者の保護を図る活動</li> <li>19. 上記に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、 助言又は援助の活動</li> <li>20. 上記に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の 条例で定める活動</li> <li>21. 上記以外の活動</li> </ol>
会員数	
備考	